

奈良市産学連携共同研究等支援補助金募集要項

・事業の概要

市内に拠点有する製造業、医療業、情報通信業などの中小企業等と、市と産業振興に係る連携協定を締結する大学などの学術機関等が行う共同研究・開発や設備・機器利用に対し、「奈良市産学連携共同研究等支援補助金」を交付します。

・対象事業者

- 1年以上操業している事業者で、次のアからイのいずれかに該当するもの
- ア 本市に本社又は支店を有していること
 - イ 奈良市総合政策課産業政策課が主催する事業の参加事業者であること
- ※要件等の詳細は「奈良市産学連携共同研究等支援補助金交付要領」を参照

・対象学術機関等

産業に関する連携協定を市と締結する奈良県内の高等教育機関（奈良先端科学技術大学院大学、奈良工業高等専門学校、奈良女子大学）及び公設試験研究機関（奈良県産業振興総合センター）

・対象事業

- (1) 共同研究事業（次のアからウのいずれかに該当するもの）
- ア 契約に基づいて行う学術機関等との共同研究・開発
 - イ 契約に基づいて行う学術機関等への委託研究・開発
- (2) 機器利用等事業
- 学術機関等が保有する機器の利用及び機器の利用に関する技術相談、依頼試験・依頼検査等
- ※(1)については令和9年3月31日までに、(2)については令和9年2月26日までに終了すること

・対象経費

学術機関等に支払う経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）

※国等の他機関から補助を受ける場合は、対象経費から当該補助額を控除します。

・補助金の額

- (1) 共同研究事業 補助下限額30万円、補助上限額100万円（補助率4/5）
- (2) 機器利用等事業 補助下限額3万円、補助上限額10万円（補助率2/3）
- ※補助金額が下限額を下回る場合は、補助対象外となります。
- ※1,000円未満切り捨て

・募集期間及び申請方法

(1) 共同研究事業

[募集期間]

令和9年3月31日

※随時受付

※予算がなくなり次第受付終了

[申請方法]

電話等で事前相談いただいた上、次の「申請時に提出が必要な書類等」に必要な事項を明記の上、奈良市産業政策課（奈良市役所北棟2階）まで直接持参または送付してください。

[申請時に提出が必要な書類等]

- ア 補助金交付申請書（別記第1-1号様式）
 - イ 事業計画書
 - ウ 収支予算書（※）
 - エ 申請者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
 - オ 法人登記履歴事項全部証明書（法人のみ）
 - カ 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し（法人のみ）
もしくは
直近の確定申告書の写し（個人事業主のみ）
 - キ 市税の納税証明書の写し（市内事業者の場合）
もしくは
法人税の納税証明書（その3）又は（その3の3）の写し（市外事業者の場合）
 - ク 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- （※）当該補助金は、消費税及び地方消費税は補助対象としていません。申請時に計上する経費は、
消費税及び地方消費税抜きの金額で算定ください。

[変更・中止時に提出が必要な書類等]

- ア 補助事業変更・中止（廃止）承認申請書
- イ 事業計画書
- ウ 変更収支予算書
- エ 変更事項に関する証憑書類
- オ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

[事業の完了報告時に提出が必要な書類等]

- ア 事業実績報告書
 - イ 事業収支決算書（※）
 - ウ 契約金等の支払いを証明する書類
- （※）事業実績報告時に計上する経費は、**消費税及び地方消費税抜きの金額**でご報告ください。

(2) 機器利用等事業

[募集期間]

令和9年2月26日

※随時受付

※予算がなくなり次第受付終了

[申請方法]

事業の実施（機器の利用等）の前に電話等で奈良市産業政策課に必ず事前予約をいただいた上、機器利用に際し発生する契約金等の支払日から起算して1箇月を経過する日までに、次の「申請時に提出が必要な書類等」に必要な事項を明記の上、奈良市産業政策課（奈良市役所北棟2階）まで直接持参または送付してください。

なお、変更・中止時に提出が必要な書類等は共同研究事業と同様です。

※予算に上限があるため、**事前予約なしでの申請については、受付をお断りする場合があります。**

[申請時に提出が必要な書類等]

ア 補助金交付申請書（別記第1－2号様式）

イ 事業実績報告書（機器利用等事業）

ウ 法人登記履歴事項全部証明書（法人のみ）

もしくは

直近の確定申告書の写し（個人事業主のみ）

オ 市税の納税証明書の写し（市内事業者の場合）

もしくは

法人税の納税証明書（その3）又は（その3の3）の写し（市外事業者の場合）

カ 機器利用等に関する学術機関等への申込書等の写し

キ 機器利用等に係る費用の支払いを証明する書類

ク 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

・審査方法等

（1）共同研究事業

募集期間終了後、審査を行い採択事業者を決定します。審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。別紙「審査項目及び審査基準表」に基づき、申請内容を個別採点方式により採択可否を審査します。（予算の状況によっては受付を締め切る場合があります）

（2）機器利用等事業

条件を満たした申請を受け付けた順番で交付するため、応募にあたっての審査はありませんが、事業の実施（機器の利用等）の前に電話等で奈良市産業政策課に必ず事前予約をいただきますようお願いいたします（予算の状況によっては受付を締め切る場合があります）。

・問い合わせ先

ご不明な点については、次の問い合わせ先で対応いたします。

奈良市役所 観光経済部 産業政策課

住 所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話番号：0742-34-4741（平日9時～17時）

メー ル：sangyoseisaku@city.nara.lg.jp